

## 「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間取りまとめ（案）」に対する意見

今般政府にてとりまとめられた標記案（以下、「政府（案）」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

### **1. 当所の基本的考え方**

当所は、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）について、急増する買取費用総額（2019年度、3.6兆円）を背景に、従前より国民負担の抑制およびそのための制度の見直しを要望してきた。今般、国民負担の増大および系統制約の顕在化等の課題を解決し、再生可能エネルギーが主力電源となるための抜本的な制度見直しが行われることを評価する。

### **2. 当所意見の概要**

#### **I. 電源の特性に応じた支援制度**

- ・FIT制度における価格決定にあたっては、より効果的に市場機能を活かすためにも入札制を活用すべきである。また、入札上限価格の設定については、コストの積み上げのみならず市場動向および将来的なポテンシャル・ターゲットも評価したうえで、コスト削減効果も踏まえ慎重に検討・決定すべきである。
- ・レジリエンス強化等の観点からFIT制度の枠組みを残す地域活用電源のうち、自家消費型電源について、その要件における自家消費比率の設定に際しては、できる限り高い水準とすべきである。
- ・地域消費型の対象とするバイオマス発電の要件について、輸送距離の短縮によるコスト削減を重視する方針を評価する。今後の検討においては、ライフサイクルGHG排出量等燃料調達から見た温室効果ガスがどの程度排出されているのか、といった視点も取り入れるべきである。

#### **II. 地域に根差した再エネ導入の促進**

- ・標識・柵塀の設置義務に違反する案件に対して、一定期間を経ても改善が確認されない案件については、認定取消しを含めた対応を速やかに行う方針を高く評価する。
- ・太陽光発電設備の廃棄等費用について、原則、源泉徴収的な手法により徴収する外部積立てを発電事業者が義務付ける方針を高く評価する。

#### **III. 再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク**

- ・地域間連系線等の系統の増強に係る費用について、再エネ寄与率を参照し、その範囲に限定して賦課金方式で徴収した交付金を充てる案については、前提として、既存系統の最大限の活用および費用便益計算が十分に行われること、発電コストに系統整備コストを加えたトータルコストが現状よりも低減することが必須である。

#### **IV. その他の論点**

- ・運転開始期限による規律が働かず、長期に運転を開始しない未稼働案件への対応について、現行の運転開始期限に係る措置に加えて、認定失効を含めた措置を講じる方針を高く評価する。可能な限り早期かつ厳格な制度化を望む。

### 3. 個別事項に対する具体的意見

#### I. 電源の特性に応じた支援制度

##### ①競争電源に係る制度のあり方

該当頁・行数	意見	理由
5頁 18～23 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ FIP 価格の決定においては、入札制を積極活用してコスト削減に結び付けるべきである。入札上限価格の設定にあたっては、コストの積み上げのみならず市場動向および将来的なポテンシャル・ターゲットも参照・評価し、高止まりしないよう慎重な検討と決定を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 案にも記載のとおり、入札制を積極活用することによりコスト低減効果を期待できる。その効果を最大化しつつ再生可能エネルギー導入を促進するため、競争電源が FIP 制度の対象であることを踏まえ、入札上限価格の設定にあたって発電コスト以外の要素も十分に考慮した検討がなされる必要がある。</li> </ul>
6頁 3～5 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ FIP 価格や参照価格の在り方等について、制度開始後も適切な見直しおよびファインチューニングを行う制度設計の方向性を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デジタル技術の進展および新たなビジネスモデルの確立等によって、FIP 制度における対象電源等が変化していくことは十分に考えられる。必要な見直しを機動的に行っていくことは極めて重要である。</li> </ul>
7頁 6～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小規模事業者を対象とした FIP 制度における緊急避難措置に関し、市場統合を妨げないよう、利用期間や買取価格について、FIP 制度による市場取引を行うことにインセンティブが働くよう制度設計を行うことを評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急避難措置は、先行して FIP 制度を導入している他国事例にも見られるように、市場におけるセーフティネットとして必要である。他方で、あくまで緊急避難であるため、市場取引を促す内容でなければならず、市場価格よりも一定程度低い買取価格を設定する等の工夫を行うべきである。</li> </ul>

## ②地域活用電源に係る制度の在り方

該当頁・行数	意見	理由
9頁 1～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自家消費型の要件における自家消費比率の設定にあたっては、自家消費を主たる目的とする施設を対象とするという本来の趣旨を踏まえ、できるだけ高い水準とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第53回調達価格算定委員会において自家消費比率を調達価格の設定時における想定値として50%、自家消費計画および運転開始後の取締りにおいては30%とする案が示されている。今後の動向も確認しつつ、水準の引き上げを検討すべきである。</li> </ul>
10頁 1～13 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域消費型の対象とするバイオマス発電の要件については、輸送距離の短縮によるコスト削減を重視する方針を評価する。また、今後の検討においては、ライフサイクルGHG排出量の視点を取り入れるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域消費型の対象となるバイオマス発電については、エネルギー基本計画(P41)の「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう地熱・水力・バイオマスの主力電源化に向けた取組」において「地域に賦存する木材を始めとしたバイオマス」の導入を進める旨が記載されている。</li> <li>➤ 地域消費型の対象となるバイオマス発電の制度設計においては、内外無差別の原則に配慮しつつも、一般木材等バイオマスの認定量がエネルギーミックス水準を大きく超えていること、パーム油等の原料を海外に依存する案件が多く含まれていること、バイオマス発電の役割のひとつは地域分散型エネルギーとして地域活性化への寄与であること、現行制度では既に入札制度の対象となっていること、等を踏まえた検討が必要である。</li> </ul>
11頁 4～17 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域活用要件の設計において、熱利用のあり方を検討する際には熱効率を考慮すべきである。</li> <li>➤ 地域活用要件の導入時期については、可能な限り早い時期とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 単に熱利用のみを要件とした場合、効率性が犠牲となる危惧がある。</li> <li>➤ 特に小規模事業用太陽光発電においては、運転開始までのリードタイムが短く、大規模設備を小規模分割するような事例が発生していることに</li> </ul>

		鑑み、速やかな要件設定が求められる。
--	--	--------------------

## II. 地域に根差した再エネ導入の促進

### ①地域からの信頼確保

該当頁・行数	意見	理由
13 頁 17 行目 ～ 14 頁 1 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 義務違反案件に対して、一定期間を経ても改善が確認されない案件については、認定取消しを含めた厳格な対応を速やかに行う方針を高く評価する。</li> <li>➤ 再エネ発電事業計画に記載のない情報であっても、地域住民に対する情報提供の意義があると考えられるものについて、公表を行うこととする方針を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一定期間を経ても改善の見られない案件は、「責任ある安定的な事業運営ができる者」とは到底思われな</li> <li>➤ 事業実施への地域の懸念を払しょくするためには、必要十分な情報公開が必須である。</li> </ul>

### ②廃棄等費用の確保

該当頁・行数	意見	理由
14 頁 14～21 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 太陽光発電設備の廃棄等費用について、管理機関による原則源泉徴収的な外部積立てを発電事業者が義務付ける方針を高く評価する。</li> <li>➤ 積立金の水準について、継続して廃棄費用等の情報収集を行い、不足のないよう安定的な設定を行うべきである。</li> <li>➤ 積立て開始時期について、一律調達期間終了 10 年前からとする方針であるが、より早期かつ自主的に積立てを行うインセンティブを設けるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2019 年 1 月時点で積立てを行っている事業者は 2 割以下となっている。一方で、太陽光発電設備の廃棄費用は買取価格算定時のコストに算入されている。</li> <li>➤ 今後、製品寿命を迎える太陽光発電設備が大量に発生した場合に廃棄費用等が高騰するおそれがあり、適切な廃棄費用がリサイクラーにまわる体制を構築する必要がある。</li> <li>➤ 調達期間終了 10 年前までは積立て対応をしなくてよいというモラルハザードを招く危惧がある。早期の積立て開始を勧奨すべきである。</li> </ul>

<p>15 頁 20～30 行目</p>	<p>➤ 太陽光発電事業者に災害時の備えを促すため、新規認定案件・既認定案件ともに火災保険・地震保険等への加入を努力義務とすることを評価する。</p>	<p>➤ 近年の災害発生状況を踏まえ、事業者に災害時の備えを促すことは、安定した事業継続のために有意義である。</p>
------------------------------	---	---

### Ⅲ. 再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク

#### プッシュ型の系統形成と費用負担

該当頁・行数	意見	理由
<p>19 頁 2～10 行目</p>	<p>➤ 地域間連系線等の系統の増強に係る費用について、再エネ寄与率を参照し、その範囲に限定して賦課金方式で徴収した交付金を充てる案については、前提として既存系統の最大限の活用、費用便益計算の十分な実施、発電コストに系統整備コストを加えたトータルコストの現状水準からの引き下げが必須である。</p>	<p>➤ 再エネの主力電源化には系統整備が不可欠であること、および、系統増強から得られる便益のうち再エネ導入促進効果の部分を賦課金方式で徴収することについては理解するが、交付対象には地域間連系線だけでなく地内線も含まれることから、費用便益計算は精査される必要がある。</p> <p>➤ 広く負担を求める系統増強が安易な系統制約解決の手段であってはならない。また、買取費用総額が2019年度には3.6兆円と、エネルギーミックス想定水準に迫っており、国民負担抑制は焦眉の課題である。</p>

### Ⅳ. その他の論点

#### 地域からの信頼確保

該当頁・行数	意見	理由
<p>21 頁 12～21 行目</p>	<p>➤ 運転開始期限による規律が働かず、長期に運転を開始しない未稼働案件への対応について、現行の運転開始期限に係る措置に加えて、認定失効を含めた措置を講じる方針を高く評価する。可能な限り早期かつ厳格な制度化を望む。</p>	<p>➤ 長期にわたり運転が開始されない場合には、FIT制度で支えるべき責任ある事業主体とは言えない。諸外国の事例も参考にしながら、既認定案件も含めて認定失効を含めた措置を講じる方針が示されたことは、FIT制度の適正化、国民負担増大懸念の緩和、系統容量解放等、多岐にわたるメリットがある。</p>

以上